

工事成績評定点の公表に関する事務取扱基準

平成 18 年 5 月 10 日
管 理 者 決 定

(趣旨)

第 1 条 この基準は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 16 条及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 13 年 3 月 9 日閣議決定）第 2 の 4 （1）の理念に基づき加古川市上下水道局工事成績評定実施要領（平成 18 年 5 月 10 日管理者決定。以下「評定要領」という。）第 8 条に規定する評定点の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第 2 条 公表の対象は、評定要領第 8 条に規定する公表対象工事とする。

(公表の内容)

第 3 条 公表の内容は、請負者名、工事名、工事担当課、請負金額、工期、評定点、業種その他とする。

(公表の方法)

第 4 条 公表の方法は、上下水道局経営管理課での閲覧によるものとする。

2 公表は、月ごとにまとめて行うものとする。

附 則

この基準は、平成 18 年 5 月 10 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。